

新潟県長岡児童相談所長 様

新潟県長岡児童相談所の第三者評価  
**報告書**

(令和7年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で新潟県長岡児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
<b>総評</b>	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	10
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	12
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	14
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	16
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	18
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	19

# 総評

(2025年10月21日(火)～22日(水) 実地調査実施分)

## 総評

### 【評価できる点】

- ・全体的に落ち着いたまとまりのある児童相談所で、若手職員から管理職までが顔の見える協働関係を維持し、心理的安全性が確保される文化が形成されています。児童相談所の目的である子どもの権利保障を実現するためには、児童相談所職員の権利が守られ、働きやすい職場であることが不可欠です。  
貴児童相談所（以下、「貴所」とする）で形成されているこの基盤によって、職員が子どもに向き合う時の余裕が生まれ、一つひとつのケースに丁寧に寄り添い、子どもや保護者の意見に耳を傾けて支援することが可能になっています。
- ・初期対応から措置後の支援まで、切れ目なく行うことができる複数名で構成されるチーム地区担当制（以下、「チーム制」とする）が執られており、質の高い支援を提供しています。部署間の役割分業のために生じるリスクや、職員の孤立化を最小限に押さえ、それぞれの職員が支援の全体像を把握できるようになっています。また、若手職員もあらゆる業務を経験するので、職員の育成の面で有効に機能しており、担当者の変更が少ないので、子どもや保護者との安定した信頼関係を構築することができます。
- ・県による福祉行政職人材育成プログラムや児童相談所職員人材育成基本方針が策定され、キャリアパスが明確となり段階的に専門性を習得する仕組みができています。複数の他部署を経験し、専門的知見をもって職員がスーパーバイザー（以下、「SV」とする）として活躍しており、若手職員の知識とスキルの習得、児童相談所業務への高いモチベーション維持につながっています。

### 【取り組みを進めていただきたい点】

- ・子どもの権利尊重のためには、社会的養護のもとで養育される子どもがどのような権利を侵害されており、それをどのように回復し保障しようとしているのかということや、子どもや職員、児童養護施設や里親も認識していくことが大切です。改訂された子どもの権利ノート子どもたちに配布する際に、職員用に編集された子どもの権利ノートハンドブックを活用し、権利ノートに書かれた子どもへのメッセージの根拠が、子どもの権利条約に定められたどの権利を実現するためのものであるのかを意識して、十分な解説を子どもへ行うことをお勧めします。
- ・児童相談所職員による子どもの意見聴取義務を確実に履行するために、児童記録、援助方針会議提出の資料、市町村との会議に用いるアセスメントシートなどに、子どもの意見や意向を記載する欄を別枠で設けることを提案します。これにより、子どもの意見が、子どもの援助方針検討の際の判断要素となることを確実にし、また子どもと児童相談所や親権者との意見の相違をどのように調整するのか、したのかという過程が明確になると考えます。
- ・子どもの意見表明支援のための制度は、子どもの意見聴取義務とは別の取り組みとして推進する必要があります。外部の子どもの意見表明支援員や意見箱等の活用につき、子どもの意見聴取の機会をさらに工夫し、実効性ある取り組みとすることを期待します。
- ・チーム制が優れた機能を発揮するためには、分業体制と比べて、より多くの職員が必要となります。また、若手職員の育成、市町村支援、夜間、休日の緊急対応などにおいて、SVの負担が重くなっている点が見受けられました。貴所の強みを活かすために、県主管課と協力してさらなる職員の増員、SVの計画的育成を望みます。
- ・執務室が職員数に比して狭いため、感染症拡散の懸念が出るほどになっています。児童記録の保管庫が点

在することにより、情報管理や職員動線が非効率的になっています。また、今後は相談室の不足も予想されます。ただちに改善するのは難しいとしても、近隣の県施設や管轄市町村施設内にサテライト相談室を確保するなど、ハード面での改善についても県主管課等と協議を進めることを期待します。

- ・積極的に開催されている職員研修では、性的虐待、施設内での性加害、性被害対応など、暗数が多く、発見や覚知が困難とされる課題もテーマにすることをお勧めします。件数が少なくとも、性的虐待のケースにおける職員負担は大きく、問題を的確にとらえて対応できなくなることも考えられます。経験者の助言などを通じて、継続的に支援力を向上させておく必要があると思います。
- ・里親制度の推進のために、将来的な里親支援センターの設置を見据えて、施設に配置された里親支援専門相談員の活用、乳児院へ委託しているフォスティング業務の拡充など、地域の担い手を計画的かつ段階的に育成していくことを期待します。
- ・市町村アンケートでは、相談のつなぎ方や要保護児童地域対策協議会との役割分担について、丁寧なやりとりを望む意見が挙がっています。市町村とのケース支援連携において、共通アセスメントシートを作成し、事実と課題を整理して共有することや、市町村職員が児童相談所の援助方針会議にオブザーバー参加する機会を設けることをお勧めします。また、市区町村支援児童福祉司の役割の明確化、相互理解を深めることを目的とした交流研修や実務研修の実施、こども家庭センターにおける児童福祉と母子保健が切れ目のない一体的な支援を行うことなど、現場の職員同士のみならず、各機関の上席を交えた意見交換を定期的に行うことをお勧めします。
- ・児童福祉審議会の活用方法や審議会の職務の認識にばらつきがみられます。法的対応に加え、児童相談所がケースの判断に迷う場合、あるいは子どもからの不服申し立てがあった場合などに審議会が即応できるよう、県として児童福祉審議会の組織、審議委員の専門性、審議会の開催頻度などについて、見直しを図ることを期待します。そして、児童相談所としても審議会を十分に活用できるよう、子どもの権利ノートに不服申し立ての方法について説明欄を設けたり、管理職やベテラン職員が中心になって積極的に実践していくことなどの工夫が重要であると考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利ノートを子どもに交付して説明する際に、子どもの権利条約の根拠条文を踏まえた権利ノートの解説ができるよう、子どもの権利ノートハンドブックを繰り返し精読し、職員間でも説明に差異がないように工夫していただきたいと考えます。</li> <li>・公費や自己研鑽で受けた外部研修の学びを文書による回覧だけではなく、対話により研修内容等を共有する時間を設けることをお勧めします。このような機会を設けることで、受講した職員自身も学びを言語化し定着を図ることが期待できます。</li> </ul>
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意見や意向を聴取した結果を、児童記録や、援助方針会議の資料、市区町村との協議におけるアセスメントシートなどに、別枠を設けて記録することをお勧めします。</li> <li>・一時保護中の子どもに対する意見表明支援員や意見箱の活用について、子どもの意見を踏まえうえで、さらなる活用の工夫を望みます。</li> <li>・アセスメントにおける市町村との協働・意見調整において、アセスメントシートの利用、相互理解のための研修、上席を交えた協議の場の設定などを試みていただきたいと考えます。</li> <li>・職員研修において、特に性的虐待・施設内性加害事案などのへの共通理解と支援倫理を共有することを望みます。また職員を守る視点でのトラウマインフォームドケア、トラウマインフォームドアプローチの組織的な共通理解を深めていくことを期待します。</li> <li>・日本語によるコミュニケーションが困難な外国人県民対応を想定し、通訳以外にもタブレットの活用等を検討し、機材の準備をお勧めします。</li> <li>・今年度から開始された一時保護の司法審査に係るケースは、貴所管内ではまだないとのことでした。チーム内での役割分担等も想定されておられますが、始まったばかりの制度でもあり、県内事例の共有や手続き等に係る再確認の機会、他自治体での対応事例を検討されることを期待します。</li> </ul>
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の配置標準を満たした職員数ですが、チーム支援の維持と充実、夜間・休日の通告等への対応、職員の経験値の差、職員のワークライフバランスを考慮すると、現状は人員配置が十分とは言えません。SVにも負担が集中している状況があることから更なる人員増員とともに、将来のSVを見据えた人事異動・育成を計画的に進めることが望まれます。</li> <li>・社会的養護の推進のためには、フォスタリング業務の委託拡充のための予算確保や将来の里親支援センターの設置を見据えた地域の担い手の掘り起こし等、県が牽引して実施されることを期待します。</li> <li>・児童福祉審議会について、法的対応のみならず、児童相談所が援助方針の判断に迷った時、あるいは子どもが不服申し立てをした時などに即応できるよう、組織、審議委員の構成、開催頻度などを改善することを期待します。</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の進行管理については、ケースの終結判断や市町村との役割分担など、各自治体により運用や判断が様々です。国には、進行管理と役割分担に特化したガイドラインや好事例集の提示、そして市町村との情報共有を支える全国共通システムの整備を求めます。こうした標準化が、児相現場の負担軽減と支援の質向上につながることを期待します。</li> </ul>

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貴所全体において、職員が互いに尊重しあい、職員間の連携が穏やかに、かつ適切に行われていることが窺がわれました。職員が働きやすく、孤立しないように配慮されている環境は、子どもや保護者等との関係において、子どもの最善の利益を保障し、子どもの権利を守るという目的を達成するための基盤醸成のためになくはならないものであり、これからも大事に継続していただきたいと願います。</li><li>・ケースワークにおいて、児童福祉司や心理司等が、子どもに状況を丁寧に説明し、意向を聴取し、これを援助方針会議に報告して、判断の根拠としている様子が見受けられました。子どもの意見聴取義務についての理解が浸透し、これを実務に反映させようと努力していることが見て取れました。</li></ul> <p>【取組みを進めていただきたい点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県において、児童養護施設、里親のもとで暮らす子どもたちのために、子どもの権利ノートの改訂が行われていました。その内容は、社会的養護を受ける子どもの実情に即して工夫されていると思いますが、子どもの権利の概念との関係を十分に説明するには至っていない箇所が見受けられました。さらに改訂する機会には、子どもの権利条約の重要な条文を掲示する、あるいはその趣旨に触れる工夫をご検討いただきたいと考えます。</li><li>・しかし、職員用の子どもの権利ノートハンドブックが作成されており、こちらには、子どもの権利条約が保障する権利と、子どもの権利ノートの記載内容との関連が、わかりやすく解説されていました。このハンドブックは、子どもの権利と児童福祉の現場の状況をよく研究して作成された刊行物であると思います。職員の皆さんが、このハンドブックを読み込み、子どもの権利についての理解を深めると共に、子どもの権利ノートの配布にあたって、そこで子どもに発信されているメッセージと、子どもの権利保障との関係を、子どもたちに十分に解説していただきたいと願います。</li><li>・子どもの意向、意見聴取の結果は、児童記録の一連の経過記録の中に記載されていました。子どもの意見表明権保障の趣旨を明確にするために、子どもの意見聴取の結果を別枠に記録する書式の検討をしていただきたいと思えます。児童記録だけでなく、援助方針会議に提出する報告書、あるいは市町村や関係機関との会議に用いられるアセスメントシートなどにも必ず子どもの意見聴取結果が記録されるような書式を用いて、子どもの意見聴取義務を常に意識し、また援助方針の判断の根拠となる実務を浸透させていくための方策とされることを推奨します。それは特に、親権者の意向と子どもの意向、あるいは児童相談所の方針と子どもの意見が食い違う場合などに子どもの意向の尊重をはかり、意見の調整、双方の納得のためにどのような働きかけを行うべきかを慎重に検討し、また行ったかを明らかにしておくためにも役立つと考えます。</li><li>・子どもの権利ノートの中で、子どもが児童福祉審議会への不服申立ができることに触れてはいますが、その方法についての説明が十分に記載されていませんでした。県の児童福祉審議会の位置づけ、運営の実情が、現場のニーズを満足させるものとなっていないことが原因だと考えられますので、県主管課とも十分に協議のうえ、この点においての子どもの権利保障の実現に向けて、さらなる検討を進めていただきたいと思えます。</li><li>・一時保護施設における子どもの意見表明支援員の活動、意見箱の利用等について、見学時に説明を受けた限りでは、この制度がまだ十分に効果を発揮していないように見受けられました。子どもの意見尊重のため</li></ul>

の支援員制度は、上記の意見聴取義務とは別の制度として、運用していく必要があります。そのためには、子どもに意見表明の権利があること、支援員には何を話しても、秘密が守られることを説明したうえで、話の具体的なテーマの例などを挙げて、支援員に話すことを勧めるよう働きかけること、また、子ども担当の支援員を決めて紹介することや、どうしたら支援員に話しやすくなるかについて、子どもの意見を聴くことなどが考えられます。児童相談所職員が子どもの意見や意向を聴取していることは別に、子どもが児童相談所の外部の第三者に、援助方針に限らず、個別に話を聞いてもらうことができ、時には相談することができる仕組みとなることを期待します。

・貴所の運営指針、理念を言語化し、子どもの権利擁護が児童福祉の目指すところであることを共有できるようにしてはいかがでしょうか。その際に、虐待から救い出されてきた子どもたちへ、児童相談所が伝えるべきメッセージとして、「生まれてきてよかったね。」「ひとりぼっちじゃないんだよ。」「あなたの道はあなたが選ぶ」という、子どもの人権保障のためのメッセージ等を用いることもご検討いただければと思います。このような理念を職員一人ひとりが自覚しつつ、日々の事業が行われていくことで、現場における子どもの権利保障の浸透、推進に役立つことが期待できます。理念や運営指針は固定化される必要はなく、毎年、職員皆で確認し、意見交換をしながら、柔軟に修正をしていくことが大切だと考えます。

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所全体が自然体で穏やかな雰囲気にも包まれている印象です。不安を抱えて来所する子どもや保護者にとっても暖かく迎え入れてもらえる貴所の組織文化は安心感を与えるものであり、支援機関としての強みとなっています。</li><li>・自己評価やヒアリングからは、チーム制の導入、定例的なチームミーティングや職種別ミーティングを通じて行われる、職員間の意見交換や方針の共有、職員相互のサポートがきめ細やかに行われていることが窺われます。職員誰もがチームワークの良さや働きがいのある職場であることを自認されています。</li><li>・管理職によって2週間毎の未処理ケースや継続支援ケースの進捗状況の把握によるケース数の管理が行われていることが、質の高い支援が提供できる組織運営を可能としています。</li><li>・援助方針会議は職員全員が参加し、様々な意見が積極的に出され、丁寧な議論を経て組織的な判断がなされています。また、そのプロセスに参加する若手職員にとっては、育成の場として機能しており、管理職もこれを意図した援助方針会議の進行を行なっています。</li><li>・初期対応から措置後の支援まで切れ目なく、複数名で構成されるチームで支援するチーム制は、リスクマネジメント、質の高い支援の提供、若手職員の人材育成の各面で有効に機能しています。部署間のセクショナリズムが生じないためソーシャル・ワークが滞ることがなく、チーム内の複数の職員の視点に基づくアセスメントやプランニングにより、客観性や公平性が担保され、リスクヘッジが最小限に抑えられた支援方針が決定されています。また、担当者変更がないため子どもや保護者への負担が少なく信頼関係の構築に役立っています。さらに、児童相談所にとっても、職員の孤立を防ぎ心理的な負担を軽減するとともに、若手職員があらゆる業務を経験でき、支援の全体像のイメージを蓄積しやすい仕組みとなっています。</li><li>・県策定の福祉行政職人材育成プログラムの中でキャリアパスが明確に示され、他部署を複数経験することで専門性を幅広く獲得できる人材が育成される仕組みとなっています。さらに、児童相談所職員人材育成基本方針も策定され、児童相談所に特化した専門性を習得する人材育成にも取り組んでいます。特に、新任職員は、段階的に時間をかけてステップアップしていく仕組みとなっています。貴所では、複数の他部署を経験した幅広い専門的知見を持った職員がSVとして活躍しており、また若手職員は、知識とスキルの習得に精神的負担なく専念できており、児童相談所業務への高いモチベーション維持にも繋がっています。職場環境や雰囲気を作っているハード面の組織構造や事務分掌や研修計画が形作られており、組織と職員のビジョン・意識・能力が一致しているものと考えます。</li></ul> <p>【取組みを進めていただきたい点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・育休職員の代替職員は確保され、国の配置標準も満たし、必要な専門職も配置されています。一方で、チーム制が貴所において優れた機能を発揮していますが、分業体制と比べると職員数がより多く必要となります。夜間・休日の通告等への対応、職員の経験値の差、職員のワークライフバランスを考慮すると、現状は十分な人員配置と言えず、職員の自己評価からも、業務改善や効率化へ取り組む余裕はない状況が窺われま</li></ul>

す。また、児童福祉司 SV については、増加する若手職員の育成、市町村支援、ケースの進捗管理、司法審査業務、夜間・休日や緊急対応への陣頭指揮等、負担が集中しています。上述の貴所の強み等を現場から県主管課へ向けて発信することで、将来の SV を見据えた人事異動・育成を計画的に進めるとともに、更なる人員増員についても要望されることを提案します。

・執務室については、職員増員に伴い、一人当たりの利用可能面積が小さくなり、感染症の広がりによる業務継続への影響も生じています。また、個人情報の取り扱いは適切にされていますが、児童記録の保管庫が所内に点在しており、職員の動線が非効率的となっています。なお、切迫した状況とまではないものの、管轄人口や児童相談所の規模としては相談室等が少なく、不足する事態が予想されます。こうしたハード面の課題はすぐに解決できるものではありませんが、近隣の県所有施設内にサテライトの相談室等を確保しておく等、県主管課と課題を共有して、検討を進めることが必要です。

・保護者と対立する事例は少ないという説明でしたが、子どもの安全のためには家庭へ強制的な介入をせざるを得ない事例も想定されます。介入と支援を分けることで保護者の心情面もリセットされる機会となり、その後の支援を行いやすい場合もありますので、相談事例に応じた柔軟なチーム編成を検討することをお勧めします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所運営指針に示されている業務フローに沿って進行管理が行われています。全員参加を基本とする定例会議では、受理会議、判定会議、援助方針会議、一時保護の状況確認が一元的に行われており、新人職員をはじめとした職員の貴重な研修の場にもなっていると考えられます。</li><li>・各担当のケース状況は、定期的にチーム内で共有されており、担当個人で抱え込まないという心理的負担の軽減にも寄与しているようです。これらは、職員間の安全な関係性、雰囲気醸成することにも繋がっており、新人ヒアリングでも迷われるケースについては、今後企画される事例検討に出したいとの意見も聞くことができました。貴所の風通しの良い組織風土は、ケースとの関係性構築にも並行的に反映されるものと思われま。</li><li>・未処理のケースについては、月2回確認の場を設けるなど、対応の漏れを予防する進行管理が行われています。</li><li>・市町村や学校と共に支援に当たっているケースは、各機関で動きがあると、定期会議の場を待たずに随時関係機関で情報共有され機能的な支援が行われています。</li><li>・ケース移管はルールに従い行われています。移管元児童相談所の支援方針を基にしつつも、子どもの利益の観点から柔軟に受理、対応されています。</li></ul> <p>【取り組みを進めていただきたい点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉司一人当たりのケース数を管理するためには、相談援助活動の終結を組織的に判断することが重要だと考えられます。援助方針会議で終結を決定するにあたり、子どもや保護者の意見、持続可能な安全な暮らしが整っているか、保護者の変化、支援体制や関係機関の意見など、判断根拠・理由となる項目の明文化について検討することを提案します。</li><li>・会議ではSVを中心に活発な意見交換が行われています。より包括的なアセスメントを行うため、弁護士や医師が定期的に参加する機会を設けることも有効です。</li><li>・個別事例のヒアリング等からは、市町村ごとの個別事情に応じ柔軟に対応されている状況がありましたが、アンケートでは一部市町村から支援方針の共有方法に改善を求める声がありました。より相互理解を図るためには、他自治体を参考にして共通アセスメントシートを活用することや、市町村職員が援助方針会議にオブザーバー参加する機会を設けること等も考えられます。さらには児童相談所と市町村合同で好事例を扱った演習型研修を開催することも良いかと考えます。</li><li>・職員を対象に研修が積極的に開催されています。一方、職員の経験頻度が少ないと思われるテーマ、例えば施設内での性加害・被害対応、各種法的対応、児童福祉審議会の活用などについては、計画的に研修を行い、共通理解を深めることが必要です。特に、性的虐待は覚知される件数は多くないものの常に暗数が懸念される虐待であり、担当者の負担は大きく、職員間で問題を矮小化してしまうバイアスも生じやすくなります。性虐待に係る事例検討の機会を設けて外部SVの助言を受けるなど、継続的に支援力向上に努められ</li></ul>

ることもお勧めします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	B
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

## 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【評価すべき点】

- ・社会的養護ケース数が比較的少ない分、児童福祉司一人あたりの担当ケース数が抑えられており、1件1件に丁寧な関わりが行われ、施設措置・里親委託・措置解除の際にもきめ細かな支援が行われています。同様に、施設・里親・児童からの要望に迅速かつ柔軟に対応できています。
- ・チーム制により、施設入所後や里親委託後も同一の福祉司・心理司が継続して担当することで、方針決定から施設ケアまで一貫性のある支援が維持されています。
- ・里親支援では、里親担当が専任ではないものの複数職員での関わり体制が取られており、担当職員だけに負荷が偏らないよう配慮されている点は評価できます。

#### 【取組みを進めていただきたい点】

- ・社会的養護ケースへのかかわりは、児相と施設との慣例的なものになりやすく、特に問題のないケースについては担当職員の個別対応で経過し、児童の生活実態が組織全体として共有されにくい状況になりがちです。貴所では、自立支援計画や施設等への訪問時の記録を供覧し、必要に応じて自立支援計画の組織的な見直しが行なわれています。今後は変化する子どもの意向や不調の兆し、施設の実情、保護者の状況を総合的に踏まえて、子どもの権利擁護の観点から子どものニーズを満たす自立支援計画となっているか、より一層質を高められることを期待します。
- ・施設のアンケートには、「組織としての判断が見えにくい」との意見もあり、ケース判断の根拠や経過を、児童養護施設や里親とも明確に共有する工夫が求められます。
- ・児童自立生活援助事業に関して、ケースの少なさもあるのか職員の理解や情報共有が十分でないようです。今後、周知の機会を増やすことが望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

## 第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会的養育に係る個々のケースに対して、丁寧なソーシャル・ワークがされています。</li><li>・家庭養育優先の理念が組織全体に浸透しており、永続的に同じ家庭で育つ子どもの権利保障を職員一人ひとりが意識しており、特別養子縁組を視野に入れた里親委託の推進と併行して、実親への丁寧なソーシャル・ワークがきめ細やかに行われています。</li><li>・管轄内の乳児院へ里親の成り手確保に向けたリクルート業務を委託しており、民間との協働による里親制度の普及促進や登録者の確保が図られています。</li><li>・里親の養育技術や子どもの困った行動への対処力を向上するため、参集型のペアレント・トレーニング研修を児童相談所が主体となり企画実施しています。</li></ul> <p>【取り組みを進めていただきたい点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・里親による養育の推進や里親子への支援は、これまで児童相談所がフォスティング機関として取り組まれていますが、社会的養護の資源として更に広げていくためには、施設に配置された里親支援専門相談員との定期的な情報共有や、乳児院へ委託しているフォスティング業務の拡充など、地域を巻き込んだ展開を県全体として進めていかれることを期待します。将来の里親支援センターの設置を見据えて、地域の担い手を今から育成していくことが望まれます。</li><li>・養子縁組成立後は児童相談所の関わりが少なくなりやすいため、里親の希望にもよりますが、市町村へ指導委託措置を講じることで、児童相談所の間接的な支援を継続することも考えられます。</li><li>・未委託里親へのアプローチが少ないように思われます。年に1度、訪問や電話、難しければオンラインを活用したアンケート等の手法により、里親世帯の状況や意向等を調査されてはいかがでしょうか。児童相談所からの積極的な働きかけは、受託待機期間が長期化した未委託里親のモチベーションの維持や、児童相談所と里親との顔の見える関係構築にも有効と考えます。</li><li>・里親による養育を推進するため、里親養育支援児童福祉司を増員し体制強化を図っていますが、休職職員の業務補填に吸収されています。里親養育支援児童福祉司の専任化が望まれます。</li><li>・里親アンケートでは、里親が養育負担を感じた際に活用できる制度を事前に知りたいとの要望が見られました。里親が活用できる支援制度や地域のリソース等、既に策定されている県独自の「里親ハンドブック」を活用して、各種制度や必要な情報の周知が図られています。今後は、具体的な活用事例を示しながら制度の活用を促すとともに、貴所管内に特化した養育を応援する地域資源等の情報提供などにより、地域全体で里親養育を支え合う仕組みが広がることを期待します。</li></ul>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

## 第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護・施設措置・措置解除の各場面において、保護者からの異論が少ないことは、保護者への十分な説明と信頼関係のもとで合意形成が図られていることを示しています。</li> <li>・職員が不安や気負いを感じることなく家庭支援に向き合っており、穏やかな対話姿勢を基盤とした組織文化が根づいています。保護者に対して寄り添い、粘り強く、丁寧に関わる支援姿勢が実践の根幹として継承されています。</li> <li>・ペアレント・トレーニングやサインズ・オブ・セイフティ等の家族支援技法が導入され、現場に根づきつつあります。</li> </ul> <p>【取組みを進めていただきたい点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族支援の在り方は、子どもや家族との対話や職員間の対話を重ねる中で深まります。今後さらに、保護者との対立場面や在宅指導、親子関係再構築など、困難な局面における支援のプロセスをチーム内で共有し、組織としての実践に基づく知見を積み上げていくことを期待します。</li> </ul>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

## 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村に対しては、オーダーに応じて児童相談所から講師を派遣、およびペアレント・トレーニング等の知識や技術に係る研修も活発に行われています。また、市町村要対協事務局担当職員に向けた研修も積極的に実施されています。</li><li>・市町村により地域の実情や構えは異なると思われませんが、「地域の子どもは地域で育てる」という基本姿勢に立ち、要保護児童対策地域協議会の登録リストについては、施設入所した後も継続して登録しておくことや、家庭引き取り等の見通しがたった時点で再登録を促しています。今後も市町村に対しては、児童相談所も協力的に動くことを前提として、身近な地域で子どもと家族を支えるという意識づけを継続してください。</li></ul> <p>【取組みを進めていただきたい点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・アンケートでは、市町村への相談の繋ぎ方や要保護児童地域対策協議会との役割分担について丁寧なやりとりを望む意見が見られます。例えば、市区町村支援児童福祉司が市町村との各調整において担当福祉司とペアで動いたり、市町村からの児童相談所への要望等について包括的な窓口となる等、市区町村支援児童福祉司の役割を明確にし、市町村と共有化することでカバーできる部分があるかもしれません。</li><li>・市町村への後方支援は積極的に行われていますが、今後は児童相談所と市町村の相互理解を深めることを目的とした研修の場を設けることが望まれます。特に児童福祉と母子保健が一体となり、虐待予防も含めた切れ目ない支援を行うことも家庭センターの役割については、支援の流れで結びつく児童相談所も市町村と同じレベルで理解することが必要です。そのためにも、管内市町村単位で各機関の上席を含めた意見交流や演習型の研修を行うことも必要だと考えます。例えば、こども家庭庁が運営しているこども家庭センターポータルサイトには、児童相談所としても理解、把握しておくべき情報が集約されており、サイト内のこども家庭センターの業務に関する実践ポイント集には、他自治体での児童相談所とこども家庭センターの連携例なども示されています。これらの取り組みを参考しながら、県内、および管内の事情に合った支援体制のあり方について、対等に意見を出し合うような場も検討されることを期待します。</li><li>・児童福祉審議会の活用については、職員アンケートでも無回答が多く、活用方法の理解や認識にばらつきが予想されます。今後は法的対応に加え、児童相談所として判断に迷う場合や子どもからの不服申立があった場合等に対応できるよう、県として児童福祉審議会の組織、審議委員の専門性、開催頻度などについて、見直しを図る必要があります。また、児童相談所としても、児童福祉審議会を幅広く十分に活用ができるよう、管理職やベテラン職員が中心となって積極的に提案・推進していくことが重要です。</li></ul>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B